

医療最前線

# スポーツファーマシスト

## スポーツの価値を護る

### アンチ・ドーピング活動①



藤田 智子 薬剤師  
指導致方、薬の正しい使い方、指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

#### ドーピングと禁止薬物について

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

#### 禁止薬物となり得る

禁止薬物は、競技能力を向上させる一方、副作用をもたらすことがあります。蛋白同化剤、ステロイド薬、赤血球産生を促進し酸素運搬能力(持久力)を向上させるエリスロポエチンおよび赤血球造血に影響を与える物質は、禁止薬物となり得ます。

#### 禁止薬物は、競技能力を向上させる一方、副作用をもたらすことがあります。

禁止薬物は、競技能力を向上させる一方、副作用をもたらすことがあります。蛋白同化剤、ステロイド薬、赤血球産生を促進し酸素運搬能力(持久力)を向上させるエリスロポエチンおよび赤血球造血に影響を与える物質は、禁止薬物となり得ます。

■スポーツファーマシストとは  
みなさん、スポーツファーマシストを存じですか？  
アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

アンチ・ドーピング機構(JADA・Japan Anti-Doping Agency)が定めるアンチ・ドーピングに関する所定の課程を修了すること、公認スポーツファーマシストとして認定されたスポーツ愛好家に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬の専門家としての役割を担います。薬剤師としての資格を持っています。

【表】禁止薬物の定義

- 1) 競技能力を強化し得ること
- 2) 競技者の健康にとって有害になり得ること
- 3) その使用がスポーツ精神に反すること

禁止薬物の定義として、【表】の3要件のうち2つ以上を満たす場合となります。例えば、筋肉増強などパフォーマンス向上作用のある蛋白同化男性化ステロイド薬や、赤血球産生を促進し酸素運搬能力(持久力)を向上させるエリスロポエチンおよび赤血球造血に影響を与える物質は、禁止薬物となり得ます。

禁止薬物の定義として、【表】の3要件のうち2つ以上を満たす場合となります。例えば、筋肉増強などパフォーマンス向上作用のある蛋白同化男性化ステロイド薬や、赤血球産生を促進し酸素運搬能力(持久力)を向上させるエリスロポエチンおよび赤血球造血に影響を与える物質は、禁止薬物となり得ます。

#### ドーピング問題

最近のドーピング問題は、2022年北京オリンピックでロシアの女子フィギュアスケート選手が話題

最近のドーピング問題は、2022年北京オリンピックでロシアの女子フィギュアスケート選手が話題

め、倫理観が問われます。あるいは、本人が承知の上で服用していたならば、まだまだドーピングに対しての教育が不十分だったといえるでしょう。  
真偽はともかく、競技力向上を意図しないドーピング(うっかりドーピング)は日本でも年に数例報告されています。最近では、服用していたサプリメントに禁止薬物が入っていたためドーピング扱いとなり、競技会の出場停止処分を受けたという事例があります。サプリメントは、法律上全ての成分が明記されるようになっていないため、このようなことが起きてしまいます。  
最近では高等学校学習指導要領にアンチ・ドーピングに関する記述が盛り込まれて以降、学校薬剤師によるアンチ・ドーピングについての講義など教育の現場において本格的に取り扱われるようになってきましたが、まだまだアンチ・ドーピングについての情報提供を行う体制が不十分といえます。  
(梶川病院(広島市西区天満町)薬剤師 藤田智子)